職場を元気に応援する

フクシマ社労士法人だより

1月号 2025年1月1日

トピックス

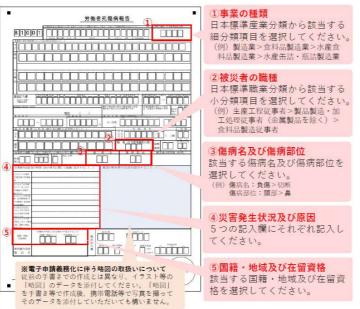




令和7年1月1日より、労働者死傷病報告書をはじめとした労働安全衛生関係の以下の手続きについて 電子申請が義務化となります。

- 労働者死傷病報告書
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/ 衛生管理者/産業医の 選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための 検査結果等報告 (ストレスチェック結果報告)
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

※労働者死傷病報告書の略図については、 略図のデータを添付するようになります。



令和7年4月1日から育児・介護休業法が改正になります!

令和7年4月1日より育児・介護休業法が改正となります。

施行に向けて規定の改定など準備していきましょう。

育児•介護 休業法

改正1) 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

- ・3歳に満たない子を養育する労働者 ⇒ 小学校就学前の子を養育する労働者
- 改正2) 育児のためのテレワークの導入の努力義務化
- 改正3) 子の看護休暇の見直し(名称を子の看護休暇から子の看護等休暇に改称)
 - ・対象範囲の拡大 小学校就学の始期に達するまでの子 ⇒ 小学校3年生修了までに延長
 - ・取得事由の拡大 病気・ケガ、予防接種・健康診断に加え、「感染症に伴う学級閉鎖」、 「入園式、卒園式」を追加
 - ・ 労使協定により除外できる労働者の範囲縮小(「引き続き雇用された期間が6か月未満」要件の撤廃)
- 改正4) 育児休業取得状況の公表義務の対象拡大(1,000 人超の企業 ⇒ 300 人超の企業)
- 改正5)介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化
 - ・介護に直面した旨の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認措置、介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境整備、テレワーク導入の努力義務化、介護休暇について労使協定により除外できる労働者の範囲縮小(「引き続き雇用された期間が6か月未満」要件の撤廃)



コラム

「人はいつ年をとるのか?」



さて、人はいったい「いつ、年をとる」のでしょうか?

一般的には誕生日に年をとる(例えば、1月1日生まれの人は、1月1日)という声が多いのではないかと思いますが、法的にみるとそうではありません。

実は、年齢の計算についても法律(年齢計算二関スル法律)で定められているのです!

年齢計算二関スル法律

- ① 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- ② 民法第百四十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス
- ③ 明治六年第三十六号布告ハ之ヲ廃止ス

民法第 143 条 (暦による期間の計算)

- 1. 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。
- 2. 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその 起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、 最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

年齢計算二関スル法律により、<u>出生の日より起算</u>とし、また、民法第 143 条第 2 項により、<u>起算日に応当する日(二誕生日)の前日に満了</u>する。つまり、<u>誕生日の前日に年をとる</u>ということになります。 (厳密には、1 年という期間が満了するのは 3 月 31 日が終了して日付が変わる直前である「午後 12 時」とされています。このため、<u>年をとるタイミング</u>は誕生日になった瞬間ではなく<u>誕生日の前日が終わる瞬間</u>(午後 12 時)だそうです。)

■早生まれ・遅生まれの関係とは?

学校教育法には、「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから 学校等に就学させる義務を負う(学校教育法 第 17 条第 1 項)」という規定があります

小学校の学年は4月1日から始まるので、満6歳になる日が4月1日(誕生日は4月2日)であれば、その「翌日以後における最初の学年の初め」は翌年4月1日となり、その子どもは満6歳になった日以後、最初に訪れる学年の初め(翌年の月1日)に小学校に入学することになります。

これに対し、満6歳になる日が3月31日(誕生日は4月1日)であれば、そのすぐ翌日の4月1日に小学校に入学することになり、いわゆる「早生まれ」となります。

($1/1\sim4/1$ に生まれた人 ⇒ 早生まれ / $4/2\sim12/31$ に生まれた人 ⇒ 遅生まれ)

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

